柴田町有料広告掲載に関する要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、町の保有する資産の一部を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を有料で掲載すること等に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　広告媒体　次に掲げる資産のうち広告掲載を行うことが可能なものをいう。

ア　町の広報印刷物

イ　ホームページ

ウ　各種封筒等の印刷物

エ　パンフレット、リーフレット等

オ　町の発行する刊行物

カ　その他広告媒体として活用できる資産で町長が認めるもの

（２）　広告掲載　広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

（広告の範囲）

第３条　次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

（１）　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

（２）　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

（３）　政治性のあるもの

（４）　宗教性のあるもの

（５）　社会問題についての主義主張にあたるもの

（６）　青少年の健全育成を害するもの

（７）　美観を損なうもの又はそのおそれがあるもの

（８）　公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

（９）　その他、広告として不適当であると町長が認めるもの

２　前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、町長が別に定める。

（広告媒体の種類等）

第４条　広告媒体の種類及び媒体ごとの規格、枠数、掲載位置、掲載料等は、町長が別に定める。

（広告の募集）

第５条　広告の募集は、広報紙、ホームページ等により、原則として公募で行うものとする。

（広告掲載の申込み）

第６条　広告掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、柴田町有料広告掲載申込書（様式第１号）に広告案を添付して、町長に提出しなければならない。

（広告掲載の決定等）

第７条　町長は、前条の申込書を受理したときは、その内容を審査の上、広告掲載の可否を決定し、柴田町有料広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第２号）により申込者に通知するものとする。

２　町長は、前項の広告掲載の可否を決定するに当たり必要があると認めた場合は、申込者に広告案の修正を求めることができる。

（広告掲載料の納入）

第８条　前条第１項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに、町の発行する納付書により広告掲載料を納入するものとする。

（広告主の責任等）

第９条　広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

２　原稿及び広告物の作成経費は、広告主が負うものとする。

３　広告主は、当該広告の掲載内容により第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と負担においてその損害を賠償しなければならない。

（広告掲載の取消し）

第１０条　町長は、次の各号に該当するときは、第７条の規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

（１）　指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

（２）　広告主が広告の原稿等を期日まで提出しなかったとき。

（３）　その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

（広告掲載料の還付）

第１１条　広告掲載料は、還付しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

（審査機関）

第１２条　広告掲載を新たに行い、又は広告の内容若しくは広告掲載の方法を変更する場合であって、広告掲載に疑義が生じたときは、柴田町庁議規程（昭和４６年柴

田町規程第９号）に規定する庁議に付議し、当該広告掲載についての審査を求めるものとする。

（庶務）

第１３条　審査機関の庶務は、まちづくり政策課において処理する。

（その他）

第１４条　この告示に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２５年１１月２０日から施行する。

（広報しばた広告掲載取扱要綱の廃止）

２　広報しばた広告掲載取扱要綱（平成１８年柴田町告示第７１号）は、廃止する。

（町民向け「予算書」広告掲載取扱要綱の廃止）

３　町民向け「予算書」広告掲載取扱要綱（平成１９年柴田町告示第４８号）は、廃止する。

（花のまち柴田パンフレット広告掲載取扱要綱の廃止）

４　花のまち柴田パンフレット広告掲載取扱要綱(平成２５年柴田町告示第４８号)は、廃止する。

（経過措置）

５　この告示の施行の日の前日までに、廃止前の広報しばた広告掲載取扱要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

様式第１号（第６条関係）

柴田町有料広告掲載申込書

年　　月　　日

柴田町長　殿

住　所
名　称
代表者氏名　　印
電話番号
ＦＡＸ
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ
担当者氏名

柴田町の広告媒体に広告を掲載したいので、柴田町有料広告掲載に関する要綱第６条の規定により、下記のとおり申し込みます。なお、柴田町の町税の納付状況について確認できる台帳等を閲覧することに同意します。

記

１　掲載希望広告媒体

２　掲載期間等

３　添付書類

（１）　広告案

様式第２号（第７条関係）

第　　号

年　　月　　日

殿

柴田町長　　印

柴田町有料広告掲載（不掲載）決定通知書

　　年　月　日付けで申込みのあった有料広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１　可とする

（１）　広告媒体

（２）　掲載期間等

（３）　広告掲載内容　　別添のとおり

（４）　広告掲載料　　円

（５）　広告掲載料の納付期限　　年　月　日

（６）　その他

２．不可とする

事由